

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

横浜市長

届出者
住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置について、関係書類を添えて届け出ます。

| | |
|--|-----------|
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所 | |
| 産業廃棄物処理施設の種類 | |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項第 4 号の 2 に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨) | |
| 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 産業廃棄物処理施設の処理能力 (産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量) | |
| 法第 15 条の 2 第 4 項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に付された条件 | |
| 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項第 4 号の 2 に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、同項第 5 号の 2 又は第 6 号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあっては、水銀処理物の処理量を含む。) | |
| 非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 2 項の場合) | |